

資料4

水濁基準値案と水濁 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

(単位：mg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2} *	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ	0.042	—	0.001878※	0.000274	—	0.0022※

* カルタップの濃度は、分析試料中のカルタップをネライストキシンに変換し、ネライストキシンとして定量した上で、カルタップに換算した値。

チオシクラムの濃度は、分析試料中のチオシクラム及びネライストキシンスユウ酸塩をそれぞれ定量し、チオシクラムに換算した値の合計値。

ベンスルタップの濃度は、分析試料中のベンスルタップをネライストキシンに変換し、ネライストキシンとして定量した上で、カルタップに換算した値。

※ 事務局算出値。

網掛け：水濁基準値案の10分の1以上のPEC